

令和2年第5回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月10日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所会議室2B、2C、2D

3 出席委員 19名

会 長 20番 斎藤 靖裕

会長職務代理者 19番 長尾 信彦

委 員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

13番 佐野 一

14番 秋田谷 悟

15番 和島 勇人

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 1名

12番 森 義博

5 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第 26 号

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 27 号

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく県知事の許可申請の取り下げについて

議案第 28 号

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第 29 号

農地転用事業計画変更の承認に係る意見について

議案第 30 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に係る決定について

議案第 31 号

農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 9 号

農用地利用配分計画の認可について

報告第 10 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

6 その他

7 閉 会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 齋藤 和広
農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所
支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所
支所長 小寺 昭直

農林水産課
農政係長 前田 孝樹
主任 毛利 竜太

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 5 回
総会を開会いたします。
はじめに、斎藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、五所川原市農業委員
会総会規則第 5 条により「会長は、会議の議長となり議事
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお
願いします。
斎藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席
委員数は 19 名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。

議事録署名者には、3番 櫻井委員、5番 相馬委員のご両名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課前田係長、毛利主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年3月25日午前9時から市役所2階会議室においてあっせん委員会を白川幸蔵推進委員と事務局で行いました。

3条有償移転事業1件、農林業支援センター事業6件を適正に処理したことを報告いたします。

以上です。

議 長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転8件、無償所有権移転3件です。

2ページをご覧ください。

1番 大字中泉字松枝、田1筆、2, 246㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額450,000円の有償移転です。

- 2 番 大字長富字飯詰川より南、田 1 筆、589 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字毘沙門字下熊石ほか、畑 1 筆、田 2 筆、合計
1,977 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 90,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字福山字広富、田 4 筆、合計 3,587 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1,050,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字長富字飯詰川より南、田 5 筆、合計 19,9
76 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 999,000 円の有償移転です。
- 6 番 大字梅田字八橋、畑 1 筆、782 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 35,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字長富字飯詰川より南、田 1 筆、1,500 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 75,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字長富字中道より南、田 1 筆、1,286 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 64,000 円の有償移転です。
- 9 番 大字種井字山野辺ほか、畑 2 筆、田 11 筆、合計
35,997 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりで
す。

父から子への一括贈与による無償移転です。

1 0 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆、9 5 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

1 1 番 金木町嘉瀬雲雀野、田 1 筆、1 1 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 2 6 条について説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可すること
にご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

続きまして、議案第 2 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定
に基づく県知事の許可申請の取り下げについて」を議題と
いたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

(議案説明)

8 ページをご覧ください。

議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく県知事の許可申請の取り下げについて」

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく下記の許可申請について当事者双方より取下願の提出があったので承認を求める。

件数は 1 件。農地の所在は金木町嘉瀬雲雀野、畑 1 筆、6, 613 m²のうち 1, 645 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

当初の申請年月日は令和 2 年 1 月 23 日、転用の目的は太陽光発電設備設置の賃貸です。

取下の理由は、借受人の変更です。

以上です。

議 長

議案第 27 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(なし)

議 長

ご質問がないようですので、議案第 27 号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第 27 号について原案のとおり承認し、許可申請の取下を決定いたします。

続きまして、議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

9 ページをご覧ください。

議案第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は使用賃貸借権設定 1 件です。

10 ページをご覧ください。

1 番 金木町嘉瀬雲雀野、畑 1 筆、6, 613 m²のうち
1, 644. 50 m²。

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は太陽光発電設備設置です。

申請地は、金木総合支所から南東へ約 2. 8 km に位置し、津軽鉄道嘉瀬駅からおおむね 300 m 以内にある農地であるため第 3 種農地と判断されます。

譲受人は、太陽光発電事業に使用するため土地を探していたが希望した土地が見つからなかったため近くに電柱があり発電した電力を供給しやすく太陽光パネルの障害となる高所の建物、工作物が周辺に無いので今回の申請に至った。

土地の立地状況については北側は農地、東側は宅地、西側は津軽鉄道路線、南側は農地である。

土地利用について、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断される。資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、11 ページをご覧ください。

議案第 28 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第28号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第28号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第29号「農地転用事業計画変更の承認に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 12ページをご覧ください。

議案第29号「農地転用事業計画変更の承認に係る意見について」

農地法第5条第1項の規定によって許可した転用事業について、下記のとおり当事者より事業計画変更承認申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は1件です。

1番 農地の所在は、大字唐笠柳字藤巻、田17筆、合計35,119.16㎡、申請人は記載のとおりです。

当初の転用許可は、平成29年11月10日
目的は店舗(スーパー、ホームセンター、衣料店、飲食店、理美容室)建設及びカー用品販売店、飲食店2棟の建設です。

事業変更理由は、立地法許可権者と協議による

駐車場の増加に伴う緑地位置の変更と出店テナントの変更による建設設計変更のため計画を変更するものです。

計画していた緑地の位置、建物形状の変更及び未着工建物の取りやめであり、周囲に及ぼす影響は変更前と同程度と認められ、軽微な変更であり許可相当であると判断されます。

議長 議案第29号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第29号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第29号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

続きまして、議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 14ページをご覧ください。

議案第30号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定62件、所有権移転11件です。

15ページの番号1番から45ページ番号62番までの利用権設定62件については皆様のお手元にお配りしております農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

46ページの番号1番から51ページ番号11番までの所有権移転11件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農林業支援センター」（農地中間管理事業）によるものです。

議長 議案第30号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第30号について審議いたします。
整理番号24番、25番、40番から46番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整理番号24番、25番、40番から46番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、整理番号 24 番、25 番、40 番から 46 番以外について原案のとおり決定いたします。

 続きまして、整理番号 24 番、25 番について審議いたします。

 「農業委員会等の法律第 31 条の規定による議事参与の制限」となりますので、15 番 和島委員には退席をお願いいたします。

15 番
和島委員 (退席)

議 長 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、整理番号 24 番、25 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、整理番号 24 番、25 番について原案のとおり決定いたします。

 15 番 和島委員は着席をお願いいたします。

15 番
和島委員 (着席)

議 長 続きまして、整理番号 40 番から 46 番について審議いたします。

「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番 長尾会長職務代理者には退席をお願いいたします。

19番

長尾会長職務代理者 (退席)

議長 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整理番号40番から46番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号40番から46番について原案のとおり決定いたします。

19番 長尾会長職務代理者は着席をお願いいたします。

19番

長尾会長職務代理者 (着席)

議長 続きまして、議案第31号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参与 52ページをご覧ください。

議案第31号「農用地利用配分計画案に係る意見につい

て」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので農業委員会の意見を求めるものであります。

件数は1件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字姥菟字桜木、田6筆、期間は10年、借り賃は10aあたり20,000円の価格です。

受け手の決定理由は、当該地域内の担い手と希望条件が合わず当該地域での耕作をする当該地域外の担い手との交渉によるものです。

以上のことから、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農林業支援センターが借り受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している、または貸付地を作業受託していた等のルールによる市農林水産課が選定しています。

以上です。

議 長 議案第31号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第31号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第31号について原案のとおり決定いたします。

以上、議案第26号から議案第31号まですべての審議が終了いたしました。

報告第9号から報告第10号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時45分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(斎藤 靖裕)

会 長

(櫻井 良一)

3 番 委 員

(相馬 孝雄)

5 番 委 員
